

令和 8 年度介護支援専門員研修受講支援事業補助金Q & A

No.	質問	回答
1	管理者兼受講者であるが、対象となるか。	補助金交付要領第 4 条のとおり、介護支援専門員の資格を活用した業務に従事する又はその見込みがある場合は対象となります。
2	法人の代表者であるが、対象となるか。	補助金交付要領第 4 条のとおり、介護支援専門員の資格を活用した業務に従事する見込みがある場合は対象となります。
3	管理者兼受講者であるが、自身の受講料について個人で支払った場合は対象とできるか。	個人的に支払ったものは県補助金の対象外となります。 仮に管理者である場合も、会社決済で受講料を支払った証明書類（個人で支払った受講料に対して、会社が費用負担した場合はそのことがわかる資料）が必要となります。
4	介護支援専門員の資格を活用した業務に従事する見込みのある者も補助対象となっているが、見込みがあるとはいつまでに従事を開始する必要があることをいうか。	研修修了後速やかに（遅くとも 1 年以内に）従事を開始してください。
5	登録地が県外の介護支援専門員の研修受講料は補助対象とできるか。	登録地が県外の場合も対象とすることは可能ですが、県内の介護保険事業所・施設等で従事している必要があります。
6	三重県以外が実施した研修の受講料は補助対象とできるか。	可能です。 ただし、受講料が三重県のものとは異なる場合がありますので、申請時は交付要領別表 3 のとおり補助金所要額を算定してください。
7	事業所の介護支援専門員が非常勤または業務を兼務している場合でも補助対象とできるか。	可能です。 介護支援専門員の勤務形態（常勤・非常勤や専従/兼務）については問いません。
8	市町が直接運営をしている事業所は受講料補助の対象となりますか。	補助対象外となります。
9	過年度（令和 7 年度以前）の法定研修に係る受講料について、補助対象となるか。	本事業は対象期間を令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとしているため、期間外の研修の受講料は補助対象外となります。
10	申請より前に支払った受講料も対象となりますか。	対象とすることは可能です。 ただし、令和 8 年 4 月 1 日以降の支払い分のみが対象となります。 申請以前の支払い分について対象とする場合は、事前着手理由書（別紙 4）を申請時に添付してください。
11	補助金の申請はいつ行えばよいか。	法人内の対象者全員の受講料の支払いが完了し、申請書類の準備が整った後に申請してください。 研修の修了は要件としていませんので、修了を待つ必要はありません。

12	受講料のうち、法人と受講者が半額ずつ負担した場合の対象経費はどの部分になるか。	法人の負担分のみが対象となります。 よって、今回の場合は受講料の半額分が補助対象経費となります。
13	複数回の申請は可能か。	原則不可としているため、申請は1回にまとめて行ってください。 例えば法人全体で全ての研修を対象とする場合で、主任介護支援専門員研修の受講料の支払いが未了の場合は、対象者全員の支払いが終了し、申請書類の準備が全て整った後に申請をしてください。
14	厚生労働省が実施する教育訓練給付金制度の補助を受けている場合であっても、補助金の交付申請を行うことは可能ですか。	対象経費が重複しない場合（※）は申請可能です。 対象経費が重複する場合は県又は市町が実施する補助金のいずれかを選択し、交付申請してください。 ※受講料を法人と受講者が半額ずつ負担し、法人負担分を県補助金、個人負担分を教育訓練給付金で申請する場合 等
15	三重県が行う介護支援専門員法定研修受講料補助金と市町が実施する介護支援専門員研修の受講料補助の両方に交付申請をすることは可能ですか。	対象経費が重複しない場合（※）は申請可能です。 対象経費が重複する場合は県又は市町が実施する補助金のいずれかを選択し、交付申請してください。 ※受講料を法人と受講者が半額ずつ負担し、法人負担分を県補助金、個人負担分を市町補助金で申請する場合 等